

事業用自動車事故調査報告書 概要

～トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故～ (大阪市住之江区)

事故概要

平成28年6月4日9時53分頃、大阪市住之江区の府道29号線の信号交差点において、トラクタ・車両運搬セミトレーラが交差点を左折した際、横断歩道を左側から横断していた車いす利用者等を轢過した。

この事故により、車いす利用者が死亡し、車いすを押していた歩行者が重傷を負った。

事故状況図



原因

- ・ 運転者が、横断歩道を左側から横断していた車いす利用者等に**全く気付かず**、車両の前部中央付近で轢過したことで起きたものと考えられる。
- ・ 運転者は、右方向から来る自転車のみに関心をもち、**左方の安全確認を十分に行わなかった**ものであり、同運転者の適性診断結果では、「信号の変化や他の交通の動きを予測した運転を行うことや歩行者や自転車のそばを通過する際は思いやりのある運転を心がける」こと等について**指摘されていた**ところ、事業者が**これらを踏まえるなどした指導・教育を行っていなかった**ことも事故につながった要因である可能性が考えられる。
- ・ 事業者においては、多くの改善基準告示違反が認められるほか、運行管理上の不備も多く、同運転者については、事故前日からの長時間に及ぶ業務から注意力が低下していた可能性があり、**適切な労務管理・運行管理が行われていなかった**ことも事故の背景にある可能性が考えられる。

再発防止策

★事業者は、平素から次に掲げた取組を徹底することが重要である。

- ・ 運転者に対し、「**横断歩道等における歩行者等の優先**」を徹底し、歩行者等が安全に道路を通行できるよう、**思いやり運転**を身につけるよう教育すること。
- ・ 運転者に対し、交差点で左折又は右折する場合は、直接視界及び間接視界により、車両の左右及び前方下方に**歩行者等がいなか十分確認**するよう指導教育すること。
- ・ 運行管理者に、適性診断の結果を運転者に伝達させ、**指摘事項を十分に自覚させる**よう継続的に指導を行わせること。
- ・ 運行管理者に、**対面での点呼と運転者の体調確認**等を確実に実施させ、適切な運行指示を行わせること。
- ・ 運行管理者に、拘束時間、休息期間、連続運転時間等に関する**基準を遵守した乗務割**を作成させること。